

戸籍等への氏名の振り仮名記載について

1 制度概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年6月9日に公布され、改正後の戸籍法等関連法が令和7年5月26日（以下「施行日」といいます。）に施行されたことにより、戸籍、戸籍の附票、住民票及び住民票記載事項証明書（以下「戸籍等」といいます。）に氏名の振り仮名が記載されることとなりました。

改正法により、戸籍等に氏名の振り仮名が記載される

住民票に氏名の振り仮名が記載されることで、マイナンバーカードにも氏名の振り仮名が記載される（令和8年6月頃予定）

マイナンバーカードを用いて氏名の振り仮名の公証が可能になる

2 戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ及び本市のスケジュール

- (1) 施行日時点の戸籍在籍者に対し、本籍地の市区町村から仮の振り仮名に係る通知書が送付されます。（国外在住者等を除く。）
- (2) 施行日から令和8年5月25日までに、「氏の振り仮名の届」又は「名の振り仮名の届」の届出をした者について、届出の基づいて戸籍等に振り仮名が記載されます。
- (3) 施行日から令和8年5月25日までに、「氏の振り仮名の届」又は「名の振り仮名の届」の届出をしなかった者について、令和8年5月26日以降、通知した振り仮名が、戸籍等に職権にて順次記載されます。

〈振り仮名関連スケジュール〉

令和7年5月15日	市ホームページにて制度説明ページ公開
5月26日	振り仮名制度施行日 「振り仮名の届出」受付開始
6月1日	市広報（6月1日号）に掲載
7月8日	「振り仮名にかかる通知書」順次配達開始
令和8年5月25日	振り仮名の届出受付終了。翌日以降、振り仮名の届出をしなかった者について職権にて戸籍等に記載。

3 振り仮名の届出について

届出人：【氏の振り仮名の届】筆頭者（筆頭者が除籍されている場合は、生存配偶者、同一戸籍内の子の順に届出することができる。）

- 【名の振り仮名の届】
- 15歳未満：親権者（法定代理人）
 - 15歳以上の未成年者：本人又は親権者（法定代理人）
 - 18歳以上：本人

届出地：本籍地又は住所地の市区町村

届出の方法：窓口、郵送及びマイナポータル（オンラインでの届出）

4 本市の送付件数

内容	対象者数	基準日	備考
人口	49,115 人	令和 7 年 7 月 1 日	うち外国人 2,678 人
本籍人	49,516 人	令和 7 年 5 月 26 日	
本籍数	20,397 件	令和 7 年 5 月 26 日	
通知書送付件数	24,446 通	令和 7 年 5 月 26 日	うち本市住所 15,220 通 (約 34,000 人)

5 振り仮名届出状況

令和 7 年 6 月末時点

	窓口	郵送	マイナポータル
氏の振り仮名届	3 件	0 件	3 4 件
名の振り仮名届	3 件	0 件	5 1 件
合 計	6 件	0 件	8 5 件

6 振り仮名の届出により公証された戸籍全部事項証明書(記載例)

戸籍に公証された振り仮名がある場合

(1の1) 全部事項証明	
本 籍	東京都富士区山の手468
氏 名	富士 太郎
氏の振り仮名	フジ
戸籍事項 転 籍 氏の変更	【転籍日】令和7年5月26日 【従前本籍】北海道泉野市 雪見台四丁目 35番 【届出日】令和7年5月26日 【特記事項】氏の振り仮名届出
戸籍に記録されている者	太郎 【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ 【生年月日】平成5年2月1日 【父】富士文 【母】富士母 【続柄】長男
身分事項	

戸籍に公証された振り仮名がない場合

(2の1) 全部事項証明	
本 籍	東京都富士区富士一丁目100番地1
氏 名	富士 太郎
戸籍事項 転 籍	【転籍日】平成27年2月1日 【従前本籍】北海道泉野市 雪見台四丁目 35番
戸籍に記録されている者	太郎 【名】太郎 【生年月日】昭和45年5月1日 【配偶者区分】夫 【父】富士一 【母】富士竹子 【続柄】二男
身分事項	出 生 【出生日】昭和45年5月1日

※振り仮名が公証されていない場合は、「氏の振り仮名」や「名の振り仮名」の項目から表示されません。